

福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改定について（概要）

平成29年11月16日
産業廃棄物課

1 主な経過等

- 平成13年7月 国：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（「PCB特措法」）の施行
- 平成18年3月 県：PCB廃棄物処理計画の策定
- 平成27年3月 県：同計画の改定
（計画的処理完了期限の延長、処理対象区域の拡大、低濃度PCB廃棄物の認定・許可施設での処分等）
- 平成28年5月 国：PCB特措法の改正
（計画的処理完了期限の1年前までの処分の義務づけ、立入検査の強化等）
- 平成28年7月 国：PCB廃棄物処理基本計画の改定
（処分期間内の完了に向けて必要な措置の明確化等）

2 法律及び基本計画の改正等の概要

(1) PCB特措法（平成28年5月改正）

- ア 高濃度PCB廃棄物及び使用製品について、JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）による計画的処理完了期限の1年前の日までを処分期間と設定（処分の義務づけを1年前倒し）（10条）
- イ 高濃度PCB廃棄物及び使用製品の掘り起しのための報告徴収及び立ち入り権限の強化（24条、25条）
- ウ 使用中の高濃度PCB使用製品の処分期間内の廃棄の義務付け（18条）
- エ 高濃度PCB廃棄物の処分を行わない者への代執行について規定（13条）

(2) PCB廃棄物処理基本計画（平成28年7月改定）

- ア PCB特措法の改正に伴う、処分期間の記載
- イ 内容を高濃度・低濃度に分類し再構成
- ウ 高濃度・低濃度の廃棄物、使用製品について処理の推進のための方策を記載
- エ 従来の各主体の役割に、所有事業者等の役割を追加

3 主な変更内容

(1) 処分期間の設定（第3章）

改正PCB特措法等を踏まえ、高濃度PCB廃棄物についてJESCO北海道事業の計画的処理完了期限の1年前に処分期間が設定されたため、計画内の処分期間を以下のとおり設定した。（旧計画から1年前倒し。）

- 変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで
- 安定器・汚染物等 平成35年3月31日まで

(2) 県内のPCB廃棄物、PCB使用製品の統計値の見直し（第2章）

PCB特措法第8条に基づき保管事業者から提出された最新（H28.3.31現在）の届出データに基づき処分済量を追加するとともに、PCB廃棄物保管量とPCB使用製品所有量から今後の処分見込量を更新した。

(3) 処理のための責任と目標の明示（第3章、第4章）

PCB廃棄物等の分類ごとに、保管事業者・所有事業者による処分及び県・中核市による指導についての責任を明示するとともに、PCB特措法第8条に基づく届出から県、中核市ごとに使用製品を含めて今後処理すべきPCB廃棄物等の数量を整理した。

(4) 処分期間内の確実な処分に向けた取組の強化（第4章）

国のPCB廃棄物処理基本計画に各主体の責任等が示されたことから、下記のようにそれぞれが取組むことについて記載した。

ア 保管事業者、所有事業者の取組の明示

イ 専任職員によるPCB廃棄物等の把握、適正処理指導の徹底（県）

ウ 県有施設等地方公共団体が保有するPCB廃棄物等の率先処分の徹底

エ 低濃度PCB廃棄物の処理推進のための方策の検討

オ 期間内処理を確実に進めるための効果的な方策の検討と速やかな実行等を記載した。

(5) 分かり易い内容への見直し

保管事業者を始め関係者に分かり易いように計画の構成、表現等を再整理した。（旧計画17頁→新計画11頁＋参考資料）